

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
6 月 9 日
(金曜日)

目 次

○告示
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課)……………
解除予定保安林(萩市)(森林整備課)……………
一 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課)……………
二 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………
三 公共測量の実施(監理課)……………



山口県告示第二百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十一号)は、廃止する。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限
報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午

五 報告書の提出先
二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他
高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第二百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字明木字横瀬仏木一八〇〇の一四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する

する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「運転免許業務用端末装置」を「運転免許業務用端末装置 運転免許証作成システム」に改める。



(一七三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十九年六月九日から同年十月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスト室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

所 代表者の氏名 浅田 俊一

株式会社コムズ 広島市安佐北区安佐町大字飯室一五九二 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループド ラッグ&ファミリーマシー西日本	株式会社ハーティ ウォンツ	株式会社ツルハグループ ラッグ&ファミリーマシー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	村上 正一	福岡 慎二	村上 正一

四 届出年月日

平成二十九年五月十七日

五 変更年月日

平成二十七年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスト室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

所 代表者の氏名 浅田 俊一

株式会社コムズ 広島市安佐北区安佐町大字飯室一五九二 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社ツルハグループ ラッグ&ファミリーマシー西日本	広島市中区八丁堀一 番八号	広島市西区井口明神 町一丁目一番一〇号

四 届出年月日

平成二十九年五月十七日

五 変更年月日

平成二十八年一月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスト室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

所 代表者の氏名 浅田 俊一

株式会社コムズ 広島市安佐北区安佐町大字飯室一五九二 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の名称	変 更 前 東京センチュリーリース株式会社	変 更 後 東京センチュリー株式会社
-----------------------------	--------------------------	-----------------------

四 届出年月日

平成二十九年五月十七日

五 変更年月日

平成二十八年十月一日

(一七四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年六月九日から同年十月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社しまむら
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	野中 正人

四 届出年月日

平成二十九年五月二十六日
変更年月日
平成二十九年四月二十七日

(一七五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所佐波川出張所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年六月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上石田

三 作業の期間

平成二十九年五月十五日から同年七月三十一日まで

平成二十九年六月九日印刷

発行人所

山口県知事